

## 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画

学校法人大妻学院

学校法人大妻学院は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、これまで以上に女性が活躍できる環境の整備を目指すため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：2021年4月1日から2026年3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

### **目標1：管理職に占める女性教職員の割合を35%以上にする。**

<取組内容>

- 2021年4月～ キャリア形成についての意識調査を行い、管理職養成に係る研修の充実を図る。
- 2022年4月～ キャリア形成の意欲喚起のための研修・情報交換を行う。
- 2023年4月～ キャリア形成に関する内容に対して、重点的な支援をする。
- 2024年4月～ 管理職に占める女性の割合が低い職域（キャンパスや職種（理事・教員・職員）など）の改善を図る。
- 2025年4月～ 学院全体の職場環境や組織体系を見直し、状況に応じて改善する。

### **目標2：所定外労働時間を月平均1人当たり7時間以内とする。**

<取組内容>

- 2021年4月～ 在宅勤務規程を制定し、効率的な業務改善を行う。
- 2022年4月～ 各部署において所定労働時間内での業務終了についての意識付けをし、時間外労働が一定時間数を超える場合、人事担当部署から本人と管理職に対し通知をする。
- 2023年4月～ 研修を通じて職場におけるコミュニケーションを強化し、全教職員が協力し合える職場環境作りに努める。
- 2024年4月～ 有給休暇等の取得率の推移を確認し、更なる取得率向上のために管理職に対し、職場環境の改善を徹底する。
- 2025年4月～ 各部門の時間外労働の推移を確認し、人員の適正配置について、見直しをする。